

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年2月23日(月)午後3時から午後5時05分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番	鈴木正夫	委員	3番	伊能正啓	委員
4番	熱田幸子	委員	5番	鈴木一郎	委員
6番	江波戸博	委員	7番	大木岩五郎	委員
8番	岩井淳	委員	9番	渡邊弘仁	委員
10番	實川元久	委員	11番	塚本虎之助	委員
12番	椎名正和	委員	13番	伊藤定夫	委員
14番	川口京子	委員	15番	太田忠治	委員
16番	大木清	委員	17番	及川誠	委員
18番	大木一夫	委員	19番	伊藤秀雄	委員
21番	林豊	委員	22番	増田正義	委員
23番	大木傳一郎	委員	24番	石毛利雄	委員
25番	菅谷守夫	委員	26番	伊藤幸夫	委員
27番	熊切清	委員			

4 欠席委員(2名)

2番 菱木信治 委員      20番 加瀬浩市 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 2件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件

議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 1件

議案第6号 平成26年度第7次農用地利用集積計画(案)について(別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件

利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

(産業振興課)

職員3名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成27年2月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、11番塚本虎之助委員、12番椎名正和委員を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本議案には、熱田幸子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に6番について、事務局から議案の説明をお願いします。  
熱田委員は退席をお願いします。

(熱田委員退席)

事務局            それでは、議案第1号の番号6番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号6番を議案書を基に朗読】

番号6番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長            ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

21番            番号6番について、譲受人は意欲的に営農をされており問題ないと思われ  
ます。

議 長            ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長            議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号6番の  
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長            御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」番号6番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長            挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長            熱田幸子委員が着席されましたので、議案第3号「農地法第3条の規  
定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説  
明をお願いします。

事務局            議案第1号、番号1番、2番、4番及び7番は所有権移転に関する件、  
3番、5番及び8番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号6番を除き議案書を基に朗読】

番号6番を除き別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員及び現地調査班班長から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており、農機具の保有状況からみても問題ないと思われま

25番 　番号2番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

15番 　番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

1番 　番号4番について、第3班の現地調査班を代表して報告します。本件につきましては、去る2月19日午前9時から、一括贈与に関する農地の現地調査を実施いたしました。対象農地は、良好に管理されておりました。その後の意見交換では、調査した委員から譲受人は意欲的に営農をしており、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

1番 　番号5番について、譲受人は専用住宅の計画に当たり隣接地である申請地に排水管を埋設したいとのことです。埋設管であり営農に支障はないと思

19番 　番号7番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

番号8番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

議長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号6番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号6番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

**【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】**

番号1番は、作業場用地として畑計256㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

25番 番号1番について、申請地は作業場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申

請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

**【議案第3号、番号1番及び2番を議案書を基に朗読】**

番号1番は、専用住宅用地として計画をしていましたが、転勤により別の場所に住宅を建設したため、計画地を継承者へ譲渡し物置及び駐車場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として計画をしていましたが、転勤により計画が実行できなくなったため、計画地を継承者へ譲渡し専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、申請者は度重なる転勤により当該地での計画を断念し別の場所に住宅を建設しました。継承者は申請地の隣接地に住居があり、現在の宅地が手狭となったため、現況畑330㎡を譲受け物置及び駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1番 番号2番について、申請者は工事着工直後の転勤により住宅の建設が困難となったため、計画地を継承者へ譲渡し新たに専用住宅を計画するもので、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番から8番までを議案書を基に朗読】**

番号1番は、物置及び物干用地として畑178㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、物置及び駐車場用地として現況畑330㎡を譲受け、計画するものです。本件は、議案第3号の番号1番の関連案件です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、事務所兼倉庫と資材置場及び駐車場用地として畑計589㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、専用住宅用地として現況雑種地計481㎡を借受け計画するものです。本件は、議案第3号の番号2番の関連案件です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、専用住宅用地として畑1,98㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、太陽光発電設備用地として、畑1,976㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番は、資材置場用地として畑159㎡を譲受け計画するものです。

農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番は、資材置場用地として畑計849㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 　番号1番について、申請者は隣接地に居住しており、畑178㎡を譲受け物置及び物干場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番について、申請人は隣接地に住宅があり、自宅が手狭となったため畑330㎡を譲受け、物置及び駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

9番 　番号3番について、申請者は会社を営んでいます。自宅の一部を会社として使用していますが、敷地が狭くまた進入路も狭いことから、畑計589㎡を譲受け、事務所兼倉庫と駐車場及び資材置場を計画するものです。農地区分や転用目的に問題ありません。

1番 　番号4番について、申請人は現在、両親と同居をしていますが、手狭となったため父の叔母の土地計481㎡を借りて専用住宅を計画するものです。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号5番について、譲受人は番号4番と同一人です。畑1,98㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地区分や転用目的に問題ありません。

23番 　番号6番について、畑1,976㎡を借受け太陽光発電施設を計画するものです。農地区分や転用目的に問題ありません。

21番 　番号7番について、申請人は建設業を営んでいます。今後当市方面への事業拡大を計画しており、畑159㎡を譲受け資材置場を計画するものです。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号8番について、譲受人は番号7番と同一人です。畑計849㎡を譲受け資材置場を計画するものです。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)



議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。本件につきましては、去る2月19日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、第3班の班長より報告をお願いいたします。

1 番 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況」について、確認するため実施しました。対象農地はおおむね良好に管理されておりました。  
その後の意見交換では、調査した委員から農地として利用されており、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

議 長 第3班班長の報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」採決に入ります。  
現地調査班の報告のとおり、決することに賛成の委員の挙手を求めま

す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって本件は、報告のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「平成26年度第7次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る2月19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について農地銀行運営委員会会長から報告をお願いします。

**【農地銀行運営委員会会長の報告】**

議 長 農地銀行運営委員会会長の報告が終わりました。なお、本議案には、伊藤秀雄委員と伊能正啓委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に第2の所有権設定関係の1番について、事務局から説明をお願いします。伊藤秀雄委員は退席をお願いします。

(伊藤委員退席)

伊藤委員が退席されましたので第2の所有権設定関係の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の第2の所有権設定関係の1番について、別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第6号「平成26年度第7次農用地利用集積計

画（案）について」の第2の所有権設定関係の1番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

（伊藤委員着席）

議 長 伊藤委員が着席されましたので、引き続き議案第6号「平成26年度第7次農用地利用集積計画（案）について」第2の所有権設定関係の2番について、事務局から説明をお願いします。伊能正啓委員は退席をお願いします。

（伊能委員退席）

伊能委員が退席されましたので第2の所有権設定関係の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の第2の所有権設定関係の2番について、別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第6号「平成26年度第7次農用地利用集積計

画（案）について」の第2の所有権設定関係の2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

（伊能委員着席）

議 長 伊能委員が着席されましたので、引き続き議案第6号「平成26年度第7次農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第6号「平成26年度第7次農用地利用集積計画（案）について」の第2の所有権設定関係の1番、2番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について4件、利用権の中途解約に係る通知について2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	2件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	8件
議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1件
議案第6号 平成26年度第7次農用地利用集積計画(案)について(別冊)	
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
利用権の中途解約に係る通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成27年2月23日の匠瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。